

2022年11月11日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳

## 障害者雇用の促進に関する要請書

地方公共サービスにおける障害者雇用の促進にむけた取り組みに心より敬意を表します。

自治労は、従前より障害者雇用は重要な課題であるとの認識のもと取り組みを進めています。

とくに、コロナとの共生が求められる社会においては、地方自治体における障害者雇用の促進に加え、障害者が安心して働き続けることができる労働条件、職場環境の整備に一層の取り組みが必要と考えています。

つきましては、障害者雇用の促進と継続した雇用を確保するために、以下の点について要請します。

### 記

#### 1. 国・地方自治体における障害者雇用の促進について

- (1) 国・地方自治体が、法定雇用率の確実な達成をはかり、率先して障害者の雇用に努めることができるように支援すること。また、法定雇用率を達成している国・地方自治体については、さらなる雇用の促進にむけて必要な支援を行うこと。
- (2) 地方自治体における障害者活躍推進計画の公表状況を確認すること。また、障害者活躍推進計画には、当事者団体または当事者の参画を得た上で、「障害者差別禁止指針」・「合理的配慮指針」を基準とした各自治体における障害者の採用方法、採用後の労働環境及び早期退職等の実態をふまえた改善策を盛り込むこと。
- (3) 雇用にあたっては、「あらゆる形態の雇用に係る全ての事項に関する障害に基づく差別を禁止」している国連障害者権利条約の精神に則り、とりわけ「民間に垂範して障害者雇用を進める責務」を定めている障害者雇用促進法の趣旨をふまえ、障害を理由に国においては期間業務職員制度、地方自治体においては会計年度任用職員制度による任用に偏ることのないよう関係省庁と連携し取り組むこと。

#### 2. 障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度について

- (1) 法定雇用率について、確実に達成するよう周知するとともに、法定雇用率未達成となった民間企業については、その実態把握に努め必要な措置を行うこと。
- (2) 障害者雇用率制度の対象範囲のあり方および助成事業の内容及び財源を含む障害者雇用納付金制度のあり方について、障害者団体が参画する検討の場を設けること。
- (3) 障害者雇用率制度の対象者の範囲については、障害者基本法および障害者雇用促進法の障害者の定義をふまえ、障害者手帳所持者以外も含めること。また、国は、障害手帳は取得できないが、障害によって働きづらさを抱える者への就労支援と就労能力の判定のあり方について検討すること。

- (4) 除外率制度の廃止にむけて、除外率の段階的な引下げ等を労働政策審議会において遅滞なく検討し、実施すること。

### 3. 障害者の採用についての支援について

- (1) 障害者の採用について実態を把握・検証し、必要な支援措置を講ずること。
- ① 障害者が、その障害の特性に応じて必要とする個別的な配慮を確保するとともに、そうした配慮ができないことを理由として受験機会の制限を行わないこと。また、採用要件で、「自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで業務の遂行が可能であること」といった特定の障害者を排除する欠格条項、障害の種別による不公平な採用や制限を行わないこと。
  - ② 障害の種別に応じた職域の創出につとめること。
- (2) 採用試験においては、障害の特性に応じた環境整備にむけて施策を進めること。
- ① 視覚および聴覚障害者等が必要とする情報を保障するために点字・パソコンによるデータ試験の実施、手話通訳・文字通訳の配置を行うこと。
  - ② 車いす使用者等が必要とする来場方法（自家用車の使用等）、試験会場等の環境に配慮を行うこと。

### 4. 障害者の労働環境について

- (1) 障害者が自らの希望や障害の特性等に応じて必要とする合理的配慮を確保し、安心して働くための支援策を充実強化すること。
- ① 障害者が継続して働き続けることができるように、情報アクセシビリティに配慮したシステムの導入、建物の改修、研修、通勤、出張、休暇、テレワーク、勤務時間、福利厚生等について、障害者の意見を聞き、障害の特性に応じた環境整備の確保にむけた施策を進めること。
  - ② 障害者が必要とする人的支援（ワークアシスタント、職場介助者、手話通訳者の配置、施設整備等）の確保のために、雇用主の経済的負担を軽減するよう制度・予算の拡充を行うこと。
- (2) 各職場において、障害者差別をなくすための必要な措置を講じさせること。とりわけ、対応マニュアルの整備と、管理職研修の実施などの取り組みを促すこと。
- (3) 勤務評価の実施にあたっては、障害を理由として不利益な扱いをしないよう事業者に助言を行うこと。

### 5. 総務省との連携について

- (1) 公務部門における障害者雇用マニュアル、公務部門版のQ&Aと事例集の充実をはかり、障害者雇用の促進と継続した雇用の確保に向けて、総務省と連携して取り組むこと。

以上